

# 建設業における 「安全の見える化」事例集2016



大規模建設工事安全衛生連絡協議会  
茨木労働基準監督署



# 『安全見える化運動』

## 趣 旨

ゼロ災・大阪「安全見える化運動」は、「災害ゼロ・疾病ゼロの大阪」を実現することを究極の目標として、労働災害の防止、重篤災害の撲滅に向け、働く者すべてがそれぞれの立場で健康が確保され安全・安心な職場の実現を目指し、自主的に安全衛生活動を実践する職場風土と安全文化を構築していくための啓発活動です。

この運動は、平成25年度を初年度とする大阪労働局労働災害防止推進計画の目標を達成するとともに、安全の見える化の普及促進を図り、工場、現場、事務所、店舗などの職場に潜む危険や安全衛生活動などを積極的に目に見える形にすることにより、労使の自主的な労働災害防止活動を促進し、健康が確保され安全・安心な職場の実現を図ろうとするものです。

このため、大阪労働局、管内各労働基準監督署、各労働災害防止団体及び関係者が連携し、積極的に本運動を展開しています。

## スローガン

# 『見ること「気づき」から「考動」へ』

職場において、「見ること」がきっかけとなって、心の中に「気づき」が生まれ、見える前とは異なる、より安全を優先する「思考」や「行動」につながります。このような観点から、本スローガンにより「安全見える化運動」を展開します。



**期 間** 平成25年度から5 年間

**主唱者** 大阪労働局及び管内各労働基準監督署

## 協賛者

公益社団法人 大阪労働基準連合会  
中央労働災害防止協会 近畿安全衛生サービスセンター  
中央労働災害防止協会 大阪労働衛生総合センター  
中央労働災害防止協会 大阪安全衛生教育センター  
建設業労働災害防止協会 大阪府支部  
陸上貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部

港湾貨物運送事業労働災害防止協会 大阪府支部  
林業・木材製造業労働災害防止協会 大阪府支部  
一般社団法人 日本ボイラ協会 大阪支部  
一般社団法人 日本クレーン協会 近畿支部  
公益社団法人 建設荷役車両安全技術協会 大阪府支部  
一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会 大阪支部

## 協力者

公益社団法人 関西経済連合会 一般社団法人 大阪建設業協会  
大阪商工会議所 一般社団法人 大阪府トラック協会  
大阪府中小企業団体中央会

本事例集は、茨木労働基準監督署管内の大規模建設工事安全衛生連絡協議会会員にご協力いただき、作成させていただいております。

## 事例1「安全衛生活動の見える化」



### 事例の概要

#### 『高齢者への配慮』

近年増えてきている高齢者(60才以上)の作業員への作業内容等への配慮ができるようにヘルメットの名前を色分けし、一目で分かるようにしている。

60才以上を黄色の名前テープとし、その他を白色にしている。

## 事例2「安全衛生管理体制の見える化」



### 事例の概要

### 『作業員の状態の見える化』

作業員の保護帽に色分けのバンドを取り付ける。腕章に資格を明示することにより、作業者の状態を一目で分かるようにした。

緑・緑：年少者（18才未満）

赤・赤：高齢者（66才以上）

黄黄：未熟練者（1年未満）

緑・黄：年少者で未熟練者

赤・黄：高齢者で未熟練者

### 事例3「安全衛生活動の見える化」



事例の概要

『声掛けマスター』

日頃の作業時に業者間を超えて声掛けを行い、互いの安全意識を高める活動を行う中で、職長を「声掛けマスター」に任命し、ヘルメットにステッカーを貼り明示を行っている。

## 事例4「危険を防止するための見える化」



### 事例の概要

#### 『ドラグショベルの危険明示』

移動式クレーン仕様のドラグショベルについて、クレーンモードへの切り替え確認後、クレーン作業を行うよう、玉掛け者が見える位置に注意喚起の掲示をマグネットシートで行っている。

## 事例5「危険を防止するための見える化」



**ホイール式 クローラ式 高所作業車運転の厳守事項**

1. 運転には資格が必要です。(資格証貼付)

作業床の高さ	走行形式	資格
10m以上	ホイール式/クローラ式	高所作業車運転技能講習
10m未満	ホイール式/クローラ式	高所作業車の運転業務に係わる特別教育

2. 作業開始前に行ってください。

- ① 施工計画に基づき、作業内容、作業場所の状況、高所作業車の種類及び能力にあった**作業計画、作業手順**を定める。
- ② 作業床以外の箇所で作業床を操作する場合、合図を定め、合図者を指名する。
- ③ 始業点検表による点検の実施をする。

3. 安全作業・安全運転を行ってください。

- ① 乗車席及び作業床以外に人を乗せない。
- ② 走行時は、**誘導者を監視**する。
- ③ 定められた**作業範囲、制限速度**及び作業計画と作業手順を守る。
- ④ 作業床上では**安全帯**を使用する。
- ⑤ 作業計画に基づき**作業指揮者**が作業の指揮をする。
- ⑥ **運転席から離れるときは、次の措置**をする。
  - (イ) 作業床を最下位置に置く。
  - (ロ) エンジン止め、ブレーキをかける。
  - (ハ) エンジンキーを抜きとり、保管する。
- ⑦ 荷のつり上げ等、高所作業車の主たる用途以外の使用をしない。
- ⑧ 作業床を**上昇したまま走行**しない。
- ⑨ **積載荷重**(作業床に人又は荷を乗せて上昇できる最大の荷重)をこえて使用しない。

4. 高所作業車の**使用許可**及び**エンジンキーの保管管理**を確実に行って下さい。

- ① 自社所有又は手配・元請貸与の高所作業車に限らず高所作業車の使用責任者を選任し、使用責任者は元請担当者へ**使用許可証**をする。
- ② 高所作業車の使用責任者及び貸与者はエンジンキーの貸出しを有資格者以外にしない。
- ③ エンジンキーの保管・貸出しは、責任者を選任し、責任者がおこなう。

セーフティオペレーションカード(S.O.C) 五洋建設

### 事例の概要

## 『重機災害防止の見える化』

重機や高所作業車等建設機械による災害を防止するために、「SOC(セーフティーオペレーションカード)」を各機械に掲示しています。扱いの注意事項や、管理方法等を記載することで、使用者がその都度安全意識を持って作業を行うことができる環境を創出しています。

## 事例6「リスクアセスメント等の見える化」



### 事例の概要

### 『安全帯廃棄基準の見える化1』

毎日の朝礼終了後に「安全帯試行ゲート」にて全作業員に安全帯使用の確認をさせると共に、「安全帯廃棄基準」を掲示し、安全帯の不具合がないか実際の動作確認時に点検を行っている。

## 事例7「リスクアセスメント等の見える化」



### 『安全帯廃棄基準の見える化2』

#### 事例の概要

毎日の朝礼終了後に「安全帯試行ゲート」にて全作業員に安全帯使用の確認をさせると共に、「安全帯廃棄基準」を掲示し、安全帯の不具合がないか実際の動作確認時に点検を行っている。

## 事例8「危険を防止するための見える化」



### 事例の概要

#### 『開口部・スラブ端部等の注意喚起』

落下養生シートに薄いメッシュシートを使用することで、その先の開口部等が見えるようになっている。

## 事例9「危険を防止するための見える化」



### 事例の概要

### 『作業エリアの見える化』

作業区画を色分け及び文字で見える化を図ることにより、立入り禁止措置等の明確化を図った。

赤・・・鉄骨建て方中

青・・・資材置き場

黄・・・端部手すり

# 事例10「危険を防止するための見える化」

① 「添え手の位置よいか！」

■回転工具  
 ・丸鋸  
 ・グラインダー  
 ・ハンドミキサー 他

25 mm

添え手の位置よいか!

25 mm

② 「離れるときはスイッチOFF」!

離れるときはスイッチOFF!

添え手位置ヨシ!  
電源ヨシ!

握りやすい樹脂ゴアイ

<p>事例の概要</p>	<p>『回転工具等による手元災害防止の注意喚起』</p> <p>携帯用グラインダー等の回転工具にシールを貼る、作業員に刺繍入りのリストバンドを着用させる等により、回転工具による手元災害防止の注意喚起を行っている。</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 事例11「危険を防止するための見える化」



### 事例の概要

### 『安全帯のアピールマーカ―』

安全帯のフックに蛍光マーカ―を貼付することにより、遠目からでも安全帯の使用状況を確認出来るようにしている。

## 事例12「危険を防止するための見える化」



### 事例の概要

『ドラグショベルの旋回範囲内立入禁止』

ドラグショベルの後部にエスカルバーを設置することにより、ドラグショベルの旋回体と労働者が接触しないよう注意喚起を行っている。

## 事例13「安全衛生情報の見える化」

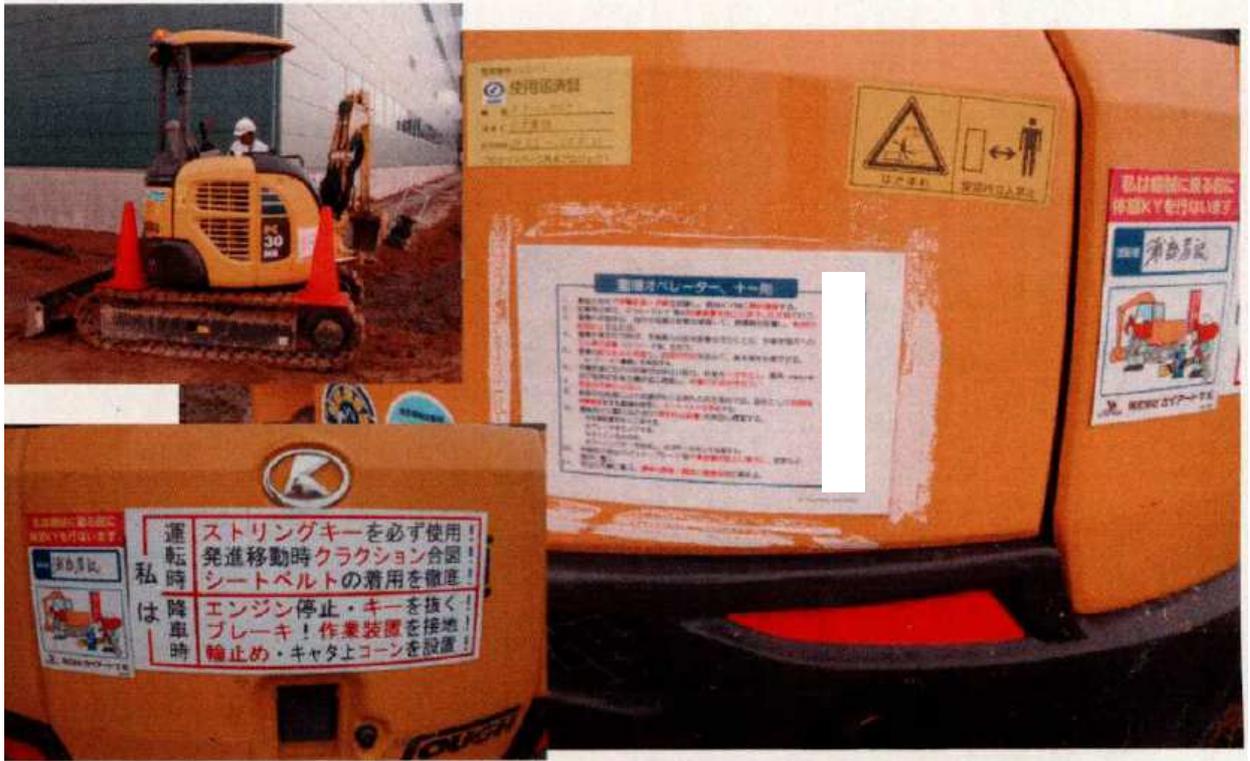


### 事例の概要

#### 『昇降設備の位置の見える化』

免震構造の建物の建設工事にて、免震階で作業を行っているとき、窓等の開口が無いことから、方向感覚が狂い、昇降設備の位置がわからなくなるため、昇降設備部にパトライトを常時点灯させ、見える化を図っている。

## 事例14「安全衛生活動の見える化」



### 事例の概要

### 『車輜系建設機械のルール見える化』

車輜系建設機械を現場で使用する場合のルール、ルールを守る旨の宣言書を重機自体に掲示している。

また、作業をしていないときは停止中であることを他の労働者に明示するため、カラーコーンを履帯の上に置いている。

## 事例15「安全衛生活動の見える化」



### 事例の概要

#### 『職長会巡回メンバーの見える化』

職長会による片付け巡回開始時に、出席者の写真を撮り、現場内で掲示することにより、職長の主席としての動機付けをすると共に、現場の全作業員の一体化を図る。

## 事例16「安全衛生情報の見える化」



### 事例の概要

#### 『熱中症対策マップ』

現場内で用意している、塩飴、スポーツドリンク等が現場のどこに備え付けられているかを、全ての作業員に周知するため、熱中症対策用品や緊急連絡先を記入した「熱中症対策マップ」を掲示している。

## 事例17「健康障害を防止するための見える化」



### 『熱中症予防対策の見える化』

#### 事例の概要

WBGT温度計を使用頻度の高い冷水機、製氷機の近くに設置することで、労働者が作業環境をこまめに確認出来るようにしている。

事例18「危険を防止するための見える化」



事例の概要

『転倒防止対策』

現場内で転倒する恐れのある段差部に指差呼称啓蒙用のサインを明示し、注意喚起を行うとともに労働者に指差呼称の習慣づけを行った。

## 事例19「危険を防止するための見える化」



### 事例の概要

### 『巻き込み事故対策の見える化』

車両運転中の携帯電話使用と同様に、現場作業中の携帯電話使用は注意散漫の要因となるので、使用時に必ず見える部位にテプラにて「立ち止まって周囲確認ヨシ！」と表示し、注意喚起している。